

香芝市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年2月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査

第3 監査の対象

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 補助金交付団体 | 社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会 |
| 2 所 管 | 健康福祉部 社会福祉課 |

第4 監査の執行実施期間

令和7年11月28日から令和7年12月25日まで

第5 監査の着眼点

補助金交付団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行が法令等に従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

補助事業に係る財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、補助金交付団体の職員及びその所管課関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、補助金交付団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められたものの一部に留意を要する事項が見受けられた。

1 要望事項

- (1) 職員の年齢構成の偏りの平準化を推進し、かつ、法令遵守に万全を期するため、将来を見据えた職員採用を計画するとともに香芝市との人事交流制度も活用し、今後も質の高い業務の継続性を維持されたい。